

相澤委員（公明党）

令和8年3月13日
教育長答弁実録
(教育委員会)

(問) 発達障害の生徒の卒業後等の状況把握について

発達障害の診断を受けた児童・生徒の小学校入学時及び小学校から中学校への進学時、また中学校3年生及び高校3年生の卒業後の進路の実態について、どこまで把握しているのか、教育長に伺う。

また、現状を踏まえ、現在の進路指導が十分機能していると認識しているのか、併せて教育長に伺う。

(答)

発達障害のある児童生徒の状況につきましては、

- ・ 小学校入学時には、医師等の専門家の意見を踏まえて特性等を把握し、教育上必要な支援内容を含む個別の教育支援計画を作成し、
- ・ 小学校から中学校への進学時には、小学校での学習状況等を踏まえて、個別の教育支援計画を引き継ぐなど、

学校間で連携し、共有を図っているところでございます。

また、中学校卒業後の進路につきましては、各中学校が把握し、進学先の高等学校に個別の教育支援計画を引き継いでおり、高等学校卒業後の進路につきましては、各高等学校が把握しているところでございます。

また、進路指導につきましては、中学校では、

- ・ 通級による指導において、自分の得意なことや苦手なことを知り、特性を踏まえたコミュニケーションについて学ぶ教育活動や、
- ・ 個別の教育支援計画を活用した学級担任等による保護者を交えた進路面談などに取り組み、

高等学校では、

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用による専門的な知見からの合理的配慮等の相談・確認、
- ・ 進路面談等における職業適性の把握や、
- ・ 教員の引率による就職希望先への個別の企業訪問

などに取り組んでいるところでありまして、個々の生徒の興味・関心や、発達特性に合わせた進路選択につながっているものと考えております。